

新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等特例）交付要綱

令和5年12月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等）交付要綱（令和3年4月1日制定）に基づき支給する新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等）の特例として交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として、予算の範囲内において新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等特例）（以下「特別支援金（特例）」という。）を申請者に対し交付する。

（特別支援金（特例）申請者の要件）

第3条 特別支援金（特例）を申請できる者は、第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号から第6号のいずれかの要件を満たす就業・起業等をした者とする。

- （1）次条で定める移住元に関する要件
- （2）第5条で定める本市に関する要件
- （3）第6条で定める就業に関する要件
- （4）第7条で定める起業に関する要件
- （5）第8条で定めるテレワークに関する要件
- （6）第9条で定める関係人口に関する要件

2 第12条の方法により、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の特別支援金（特例）を特別支援金（特例）申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第10条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住した申請者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を加算する。

- （1）令和5年3月31日以前に転入した者 18歳未満の者1人につき30万円
 - （2）令和5年4月1日以降に転入した者 18歳未満の者1人につき100万円
- （移住元に関する要件）

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- （1）本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住

し、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（2）本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

2 前項に規定する東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

3 第1項に規定する東京23区内への通勤の期間については、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者に限り、その通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（本市に関する要件）

第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

（1）令和3年4月1日から令和6年3月15日の間に、本市に住民票を移して転入し、かつ、就業・起業等を開始したこと。

（2）特別支援金（特例）の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

（3）本市に、特別支援金（特例）の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（4）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（5）日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（6）市税を完納していること（市税が課税されている場合に限る。）。

（7）その他市長が特別支援金（特例）の対象として不相当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本市が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（1）マッチングサイト（新潟県が移住支援金の対象としているものに限る。以下同じ。）に掲載している求人に応募し、当該求人法人に就業した者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該求人企業に就業し、特別支援金（特例）の申請時において当該法人に就業していること。

エ 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が新潟県が移住支援金の対象とするものとして掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、特別支援金（特例）の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、特別支援金（特例）の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(起業に関する要件)

第7条 第3条第1項第4号の要件を満たす者は、公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるU・Iターン創業応援事業又はチャレンジ応援事業の交付決定を受けて1年以内である者とする。

(テレワークに関する要件)

第8条 第3条第1項第5号の要件を満たす者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(関係人口に関する要件)

第9条 第3条第1項第6号の要件を満たす者は、本市に住民票を異動する直前1年以内に、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1) 本市が首都圏で開催する移住セミナーに参加した者。

(2) 本市が開催する移住者交流会に参加した者。

(3) 本市が関係人口創出事業に認定した事業に参加した者。

(2人以上の世帯)

第10条 特別支援金(特例)申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

(1) 本市に転入する前の居住地において、特別支援金(特例)申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 特別支援金(特例)の申請時において、特別支援金(特例)申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 支給申請時において転入後1年以内であること。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(特別支援金(特例)の申請)

第11条 特別支援金(特例)申請者は、令和6年3月15日(本市に転入後1年以内に限る。)までに、特別支援金(特例)交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)を本市に提出する。この場合において、次の各号の要件に該当することを証する書類を本市に提出する。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第4条の要件

(2) 第5条の要件

(3) 第6条から第9条のいずれかの要件

(4) 2人以上の世帯の場合にあつては第10条の要件

(特別支援金(特例)の支給方法)

第12条 第11条の申請が第4条から第10条までに規定する要件に該当すると認めるときは、特別支援金(特例)交付決定兼確定通知書(別記様式第3号)を交付し、特別支援金(特例)を支給するものとする。

(特別支援金(特例)の全額返還)

第13条 特別支援金(特例)の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付決定の全部を取り消し、特別支援金(特例)の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる特別支援金(特例)受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合

(2) 特別支援金(特例)の申請日から3年未満に本市から転出した場合

(3) 特別支援金(特例)の申請日から1年以内に特別支援金(特例)の要件を満たす職を辞した場合

(4) U・Iターン創業応援事業又は起業チャレンジ応援事業に係る交付決定を取り消された場合

(特別支援金(特例)の半額返還)

第14条 特別支援金(特例)の支給を受けた者が特別支援金(特例)の申請日から3年

以上5年以内に本市から転出した場合、特別支援金（特例）の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる特別支援金（特例）受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

（他の補助金との併給の禁止）

第15条 新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく移住支援金の交付を受けた者及び特別支援金（就業・起業等）の交付を受けた者は、特別支援金（特例）の交付を受けることができないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金（特例）の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって失効する。